

●**考え方**
この条例制定の目的を示すものです。最近、子どもの安全を脅かす傷ましい事件が続発し、保護者、学校関係者をはじめ、社会に不安を与えています。また、振り込め詐欺事件やリフォーム詐欺事件も多発しています。

第1条 目的
(目的)
第1条 この条例は、市民の日常生活を脅かす犯罪を未然に防止するため、市民が安全に、かつ、安心して生活することができるまちづくり(以下「安全で安心なまちづくり」という。)について、市、市民、事業者及び土地建物等管理者の役割を明らかにするとともに、安全意識の高揚及び自主的な地域安全活動を推進することにより、市民が犯罪のない安全で安心して生活することができる地域社会の実現を図ることを目的とする。

第1条 目的

「長門市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」 その内容と考え方について

市として、こうした犯罪を未然に防止し、安全で安心できるまちづくりを市と事業者、そして市民の皆さんとが一体となって取り組むことを明記しています。

第2条 定義

(定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
(1)市民 市内に居住し、滞在し、通勤し、又は通学する者をいう。
(2)事業者 市の区域において、商業、工業その他の事業を営む者をいう。
(3)土地建物等管理者 市内に存する土地、建物その他工作物を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
(4)地域安全活動 市民の平穏な生活に危害を及ぼす犯罪を未然に防止するための自主的又は組織的な活動をいう。

●考え方

この条例における言葉の定義を示すものです。

この条例に出てくる「市民」、「事業者」、「土地建物等管理者」そして「地域安全活動」について定義しています。
なお、この条例に出てくる「犯罪」とは、人の生命、身体、自由または財産に危害が及ぶ罪に当たる行為であり、過失の行為は除きます。

第3条 市の役割

(市の役割)
第3条 市は、安全で安心なまちづくりを推進するため、市民、事業者、土地建物等管理者、市の区域を管轄する警察署その他関係行政機関等と連絡調整を図るとともに、次に掲げる事項について必要な施策を実施するものとする。
(1)安全で安心なまちづくりに向けた広報、啓発及び相談に関すること。

●考え方

「犯罪のない安全で安心なまちづくり」を進める上で、市が行う施策を規定しています。
現在、市では環境整備として、防犯灯の設置などに取り組んでいます。また、さらに公設の防犯灯(市が電気代を含む維持管理費を負担するもの)の設置などについても検討を進めることとしています。
また、振り込め詐欺事件やリフォーム詐欺事件などの事例を紹介し、市民のみなさんが事件に遭わないよう啓発活動に努めていく考えです。

振り込め詐欺の手口は、ますます巧妙になっており、振り込め詐欺の電話がかかった時にあわてず、動揺をおさえることは、容易ではありません。一旦、冷静になる時間、気軽に相談できる相談員が存在する意識を呼び起こすための啓発もしていかなければならないと考えています。



犯罪のない

安全で安心なまちに

「長門市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」制定

安心なまちづくり条例」制定

全国各地で社会的弱者である子どもを狙った事件が多発するなど、「日常生活の中の危険」が増大しています。

こうした中、長門市では市民の日常生活における安全確保を最重要課題とし、皆さんが安心して暮らせるまちづくりを目指して「長門市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」を制定しました。この条例は今年9月29日に公布し、来年1月1日から施行します。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

市としても、犯罪のない安全で安心なまちづくりに向け、環境整備等の施策を積極的に展開してまいります。

●問い合わせ 企画総務部 総務課

・ 条例に関すること 行政係 TEL 23-11112
・ 防犯に関すること 地域安全係 TEL 23-11111

第4条 市民の役割

(市民の役割)
第4条 市民は、自ら安全の確保を図り、お互いに協力して地域における安全意識の高揚を図りながら地域安全活動を推進するよう努めるとともに、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

考え方

市民の役割を規定しています。市民の皆さんに対し、地域安全活動を推進する努力を、また、市の施策への協力を求めています。従来、子どもの安全は、どちらかといえば学校任せ、保護者任せであったように思われます。この意識を地域全体で守る意識に変え、市民全体にその意識を醸成するようとしていこうと思っております。

第5条 事業者の役割

(事業者の役割)
第5条 事業者は、その事業活動に関し地域安全活動の推進に必要な措置等を講ずるとともに、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

考え方

土地建物等管理者の役割を規定しています。土地建物等の管理者に対し、土地、建物その他工作物を適正に管理するよう求めることにも、市の施策への協力を求めています。具体的には、空き家、空き地が

考え方

事業所に対する、地域安全活動の推進に必要な事業活動における措置を求めることにも、市の施策への協力を求めています。具体的には、事業活動を行うにあたって、犯罪行為により、従業員、顧客等が被害を受けることを防止するための学習・啓発をお願いしたいと思います。

第6条 土地建物等管理者の役割

(土地建物等管理者の役割)
第6条 土地建物等管理者は、市民生活の安全及び安心を確保するため、土地、建物その他工作物を適正に管理し、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

第7条 良好な地域づくりの推進

犯罪行為の箇所となる事件も発生していることから、土地建物等管理者に対して、土地・建物について適正な管理を求めるものです。

(良好な地域づくりの推進)

第7条 市は、生活安全に配慮した安全で安心なまちづくりの推進を図るため、地域防犯ボランティア等の育成に努めるものとする。

考え方

犯罪のない安全で安心なまちづくりには「人」の存在が欠かせません。このため、市が地域防犯ボランティアの育成に努めることを規定しています。また、市民の皆さんや事業者等の積極的な活動により、良好な地域社会を形づくることをうたっています。

第8条 幼児等への配慮

全国各地で生活安全条例が制定されていますが、条例制定の効果として、刑法犯認知件数が減少し、一方、検挙件数は増える傾向が見られます。また、地域防犯ボランティアの増加が見られます。地域防犯ボランティア組織に対しては、積極的な支援をしていく考えです。

(幼児等への配慮)

第8条 市、市民、事業者及び土地建物等管理者は、犯罪の被害を受けやすい幼児、児童、生徒、高齢者、障害者等の安全を確保するよう努めるものとする。

考え方

社会的弱者に被害が集中していることから、これらの者に対する安全の確保をうたっています。子供の安全を脅かす傷ましい事件、また、高齢者に対する振り込め詐欺事件が多発しています。市として、こうした犯罪を未然に防止していくため、積極的な啓発活動等に取り組みます。また、地域の中での相互協力が社会的弱者の安全確保につながるものと考えています。

第9条 市民安全安心の日

(市民安全安心の日)
第9条 市は、安全で安心なまちづくりのため、市民安全安心の日を制定する。
2 市は、市民安全安心の日を中心に、犯罪のないまちづくりについての知識の普及及び啓発を目的とした活動を実施するものとする。

考え方

「市民安全安心の日」を制定し、防犯に対する市民等の意識の啓発を行うとともに、犯罪の未然防止の面から、市をあげての取り組みを目指すものです。県が10月11日から20日までを推進期間として定めていることから、長門市の市民安全安心の日は、県の推進期間のうちの1日を設定する考えです。

第10条 委任

(委任)
第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

考え方

この条例の施行にともなう個々

附則

の取り組みについて、規則等への委任を規定したものです。規則には市民安全安心の日についての規定等を盛り込みます。

附則

この条例は、平成19年1月1日から施行する。この日から施行する。

考え方

この条例は、3カ月の周知期間を経て、平成19年1月1日から施行することになっています。

検討事項(罰則等)

条例の実効性を高めるため、「罰則」や「勧告」等の規定を設けるべきではないかとの議論もあります。しかし、次の点から条例には盛り込まないこととしました。

- (1) あるアンケート調査で、生活安全条例は全国47都道府県中、平成18年4月1日現在で28都道府県で制定され、このうち罰則を規定しているのは、3都道府県(未回答のものも含め)しかない。
- (2) 山口県および県内市町の条例で、罰則や勧告等を規定しているところがない。
- (3) 罰則を盛り込まない条例であって

長門市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例 パブリック・コメントの結果について

も、各自治体で、刑法犯認知件数の減少や検挙率の上昇などという実績がある。

7月1日から30日間、パブリック・コメント制度により市民の皆さんからの意見を募集したところ次の2件の意見が寄せられました。

- ① 児童に携帯電話を持たせることによって安全性を高めてはどうか。
- ② 長門市駅の南北に通じる高架橋の安全性を向上させる工夫をしてはどうか。

これら貴重な意見を受け、市の担当部署でそれぞれ検討を行いました。

【検討結果】

- ① について(教育委員会)
市内の幼稚園・保育園、小・中学校でGPS付き携帯電話等を許可制で所持できるようにしてはというご意見ですが、現在、携帯電話は、小・中学校の学校生活の中で使用する必要がなく、学校での所持・携行は認めておりません。
児童・生徒の安全確保については、現在、市内の全小・中学生に「防犯ブザー」を支給することにも、学校における定期的な防犯訓練、安全指導、さらに地域見守り活動の充

- (4) この条例の規定は努力義務規定がほとんどであり、勧告や罰則には馴染まないものとなっている。
実を中心に進めているところです。
ご意見については、各学校へ情報提供するとともに、携行を希望する保護者があれば、個別に検討していきたいと考えています。

② について(建設課)

JR長門市駅の南北を通じる歩道橋、通称「駅南歩道橋」は、幅員が4.5m、総延長約188mで、昭和57年に建設したものです。窓が55箇所あり、合計216枚の窓ガラスを設けていますが、壊される事件が多く、その対策に苦慮しているのが実情です。
今回ご指摘いただいた安全性を向上させる工夫のひとつ「外から見える構造」については、大規模な改修が必要となり、転落防止にも配慮する必要が生じるなど、現施設では困難と判断しています。
また、監視カメラの設置については、肖像権問題への対応、経費面から、将来的に研究していく課題としてとらえています。
当面の対応策として、非常ベルを示す文字を大きくすること、さらに照明を1灯式から2灯式に改良していくことを考えています。